



JAの自動車共済加入で 農作業中の安心をお届けします！

<p>ケース1 路走行中に、あやまって他人をはねてケガをさせてしまった。</p>	<p>ケース2 農作業中に横転し、運転者がケガをしてしまった。</p>	<p>ケース3 道路走行中に、自動車と衝突事故を起こしてしまった。</p>
---	--	--

ケース1のように自動車事故により他人を死傷させた場合、高額な損害賠償責任を負うことになる恐れがあります。

トラクター、田植機・コンバイン等の農耕作業用小型特殊自動車は、自賠責共済(保険)に加入することができません！ **だから...**

(注) 農耕作業用の自動車で35km/h以上の走行速度可能な機種等は、自賠責の加入が必要となります。



JAの自動車共済で「もしも」に備えましょう！

自動車共済掛金 (例) (令和3年1月 現在の共済掛金です)

契約車両：トラクター (コンバイン、田植機の場合も同じです)

共済期間：12ヵ月

払込方法：一時払

契約内容：年齢問わず保障 ※割増・割引等級 6D (新規) 事故有係数適用期間 0年

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 (免責金額0万円) 無制限 (対物超過修理費用保障付)
- ・傷害定額給付保障 (被共済者限定特則有) 死亡共済金額 500万円
治療共済金 (標準型)
- ・自動継続割引 有り

共済掛金合計 5,520円

新規加入でこの共済掛金！

※割引の適用には一定の条件があります。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書 (契約概要)」を必ずご覧下さい。また、ご契約の際には、「重要事項説明書 (注意喚起情報)」及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

お問い合わせ 共済普及センター Tel62-4148
西部支店 Tel62-1111
東部支店 Tel62-1313
五箇山支店 Tel66-2241

JAの自動車共済

NEW



日常生活賠償責任特約

日常生活の思わぬトラブルによる
賠償責任に備えませんか？

示談交渉サービス付！



詳しくは、JAなんと各支店窓口、または共済センターまでお問合せ下さい。

- ・西部支店 62-1111
- ・東部支店 62-1313
- ・五箇山支店 66-2241
- ・共済センター 62-4148
- ・共済業務センター 62-4128

